

令和元年度 まちかどミーティング町内会からの要望事項

美園町地区

令和元年9月24日(火) 明野柳町総合福祉会館

要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映 区分	担 当 部 課
1	【美園小学校前市道の速度制限について】 美光町内会 美園小学校前の市道は、現在制限速度40kmとなっていますが、通行車の中には50km以上で走行していく車も見受けられ、また中央分離帯により見通しが悪い部分もあり、通学する児童の安全性を危惧しているところ このため、制限速度を現在の40kmから30kmへの変更を要望したいと思います。	美園小学校前の市道につきましては、平成30年度から、規制速度の変更について、要望しております。 また、通学路や生活道路であることから、市で設置ができます注意喚起看板を平成30年に設置いたしました。 信号機等の設置や交通規制については、北海道公安委員会が全道の状況や設置に要する財源などを踏まえ判断することとなっておりますが、設置までには大変時間を要しており、本市としましては地域の実情等を苦小牧警察署へ伝えながら、粘り強く要望してまいります。 また、国や北海道に対し、交通安全施設整備に対する財源の確保を市の重点要望として継続して要望してまいります。	B	市民生活部 安全安心生活課
2	【慈照寺(字高丘6-46)付近の土砂災害対応について】 美光町内会 現在の苦小牧市土砂災害ハザードマップでは高丘6-46の慈照寺付近が土砂災害警戒区域となっておりません。最近の異常気象により大雨となることも増え、慈照寺の南側には住宅が密集していることから、住民からも不安の声が出ています。 この地域が土砂災害警戒区域に指定されていないことへの市の見解をお聞きしたいと思います。	【ミーティング開催時回答】 土砂災害警戒区域の指定につきましては、北海道による調査に基づき指定されることとなります。御指摘のありました地区につきましては、当初調査地区に該当しておりませんでしたが、現在北海道に対し改めて現地確認するよう依頼をしておりますので、結果が判明次第回答させていただきます。 【令和2年3月末時点回答】 <u>今回御指摘いただきました地区につきましては、北海道で改めて調査を実施しており、現在調査内容について精査している状況でございます。今後北海道から結果が通知されましたら市より回答させていただきます。</u>	B B	市民生活部 危機管理室

要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反 映 区 分	担 当 部 課
3	<p>【美園町2丁目5番付近の生活道路の窪みについて】 美光町内会</p> <p>美園町2丁目5番付近の生活道路ですが、全体的に窪んでいるためか、雨天時になかなか水が引かず大きな水溜まりとなることが多く、住民も不便さを感じているところですが、この修復等はできないものか、お聞きしたいと思います。</p>	<p>【ミーティング開催時回答】 御要望の泉美園1条線につきましては、現地調査を行っており、今年度に水溜まりが解消するよう舗装で補修を予定しております。</p> <p>【令和2年3月末時点回答】 泉美園1条線は、令和元年10月上旬に舗装補修工事を完了しました。</p>	A A	都市建設部 道路維持課
4	<p>【交通安全対策】 日の出三光町内会</p> <p>道道苦小牧環状線から三光町5丁目・6丁目の丁字路交差点に東西にまたがる横断歩道を設置してほしい。</p>	<p>三光町5丁目・6丁目の丁字路の交差点について、苦小牧警察署と協議した中では「横断歩道の設置だけでは交通事故を誘発する可能性があり危険が高まる」との見解であり、平成15年度より、横断歩道付信号機の設置で要望しております。</p> <p>信号機等の設置や交通規制については、北海道公安委員会が全道の状況や設置に要する財源などを踏まえ判断することとなっておりますが、設置までには大変時間を要しており、本市としましては地域の実情等を苦小牧警察署へ伝えながら、粘り強く要望してまいります。</p> <p>また、国や北海道に対し、交通安全施設整備に対する財源の確保を市の重点要望として継続して要望してまいります。</p>	B	市民生活部 安全安心生活課

要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映 区分	担 当 部 課
5	<p>【日の出町地区の渋滞改善対策について】 日の出三光町内会</p> <p>啓北町・花園町から苫小牧駅北口にアクセスされる市道啓北木場町線から市道緑町日の出町線は朝夕の交通量が増大し渋滞が発生しており、地域住民からは市道に侵入できず苦情が多数寄せられています。つきましては、以下の改善策を講じられるよう要望いたします。</p> <p>国道36号線の交通信号機のある交差点に至る日の出町1、2丁目の市道を右折車線、直進・左折車線の2車線を確保し、かつ、国道36号交差点に設置の信号機に右折信号機を設置していただきたい。</p>	<p>御要望の右折車線および直進・左折車線の2車線確保にあたり、市道と国道36号の交差点改良が必要となることから、現在、北海道公安委員会に対し交差点形状の変更に必要な意見照会を行っております。</p> <p>今後は信号機や電柱の移設協議をはじめ、国道36号の道路管理者である北海道開発局室蘭開発建設部との協議を継続しながら、実施に向けた詳細設計を進めてまいります。</p> <p>右折信号機等の交通規制については、設置までに時間を要することが見込まれることから、通行車両に対する注意喚起看板を平成30年度に設置をいたしました。</p> <p>信号機等の設置や交通規制については、北海道公安委員会が全道の状況や設置に要する財源などを踏まえ判断することとなっておりますが、設置までには大変時間を要しており、本市としましては地域の実情等を苫小牧警察署へ伝えながら、粘り強く要望してまいります。</p> <p>また、国や北海道に対し、交通安全施設整備に対する財源の確保を市の重点要望として継続して要望してまいります。</p>	B	市民生活部 安全安心生活課

要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映 区分	担 当 部 課
6	<p>【緑小学校校舎改築に伴う交通安全対策について】 日の出三光町内会</p> <p>緑小学校の改築工事は平成30年度から校舎改築が施工され、令和元年6月には新校舎が完成し、2学期から環境の整った校舎で授業が始まり、子供たちの笑顔あふれる姿が想像され、当該地域に住むものとしてこれまでのご苦労に感謝いたしております。今後は令和2年度までグラウンド整備が施工されるものと思われしますが、引き続き歩行者・通行車両の交通安全対策には万全を期していただきますよう要望いたします。</p>	<p>【ミーティング開催時回答】 緑小学校につきましては、平成29年度から改築工事を進めており、この6月に校舎の完成を迎えることができました。皆様の御理解と御協力に深く感謝申し上げます。</p> <p>今年度も旧校舎の解体と外構の整備工事を行っておりますが、これまで同様、歩行者・通行車両への交通安全対策はもちろんのこと、地域の皆様に御迷惑をお掛けすることのないよう万全を期してまいります。</p> <p>引き続き、御理解と御協力をよろしく願いいたします。</p> <p>【今後の工事予定】 令和2年度グラウンド整備工事</p> <p>【令和2年3月末時点回答】 令和元年度の工事は、令和2年2月3日に完了いたしました。</p> <p><u>令和2年度は、グラウンド整備工事を実施する予定です。</u></p>	B	<p>教育部 施設課</p> <p>都市建設部 建築課 設備課 緑地公園課</p>

要望番号	要望事項	取組状況等	反映区分	担当部課
7	<p>【除雪対策について(昨年同様の要望を継続する)】 日の出三光町内会</p> <p>(1)除雪車で除雪をした雪を交差点に堆積をされることで、交差点での見通しが悪く車両の接触事故も発生しており交差点に雪を堆積しないほしい。また、交差点内に堆雪する箇所は毎年度同一の箇所であり、リスト化し早急に排雪していただきたい。</p> <p>(2)生活道路の除雪につきましては、これまでも除雪担当事業者の方々のご努力をいただいているところですが、特に生活道路の除雪につきまして通行車両が交差できる等丁寧な除雪を要望いたします。 また、通学路の除雪につきましては、子供たちの通学時間前に丁寧な除雪を行っていただきますよう要望いたします。</p>	<p>【ミーティング開催時回答】 (1)の要望につきまして、本市の除雪は、限られた時間内での作業となることから、かき分け除雪(雪を道路の左右にかき分ける方式)を採用し、車両や歩行者の通行の確保を最優先として行っております。 このため御自宅の前の路肩や歩道などに雪が残ってしましますが、極力皆様の御不便とならないよう、除雪機械で交差点の角や公園の周囲、空地などに運び堆雪している状況です。 また、雪山が高くなり、見通しが悪いなど通行に支障のある場合には、高さを削り落したり、排雪を行うなど随時対応しております。積雪量などにより堆積量も変化することから道路パトロールなどにより、安全対策に努めてまいります。 (2)の要望につきまして、生活道路の除雪につきましては、かき分け除雪を行っているため、道路幅員によっては冬季間の道幅が狭くなることを御了承願います。 御指摘の件につきましては、各地区の除雪担当者を集めた「ブロック会議」において、丁寧な除雪を心掛けるよう、また通学路の除雪は、判断・指示を迅速に行い、できるだけ通学時間前に完了するよう指導してまいります。 また、今年度より、除雪車運行管理システム導入を予定しており、除雪車の作業位置と進捗状況をリアルタイムで管理できることから、効率的な除雪作業ができるよう努めてまいります。</p> <p>【令和2年3月末時点回答】 <u>(2)の要望につきまして、令和元年11月に行った「ブロック会議」において、地区業者に周知を行いました。</u></p>	B	都市建設部 道路維持課
			B	

要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映 区分	担 当 部 課
9	<p>【共同住宅の町内会加入促進について】 日の出三光町内会</p> <p>共同住宅の町内会加入促進は単に入居者と町内会のみで加入促進を進めるには課題が多くあります。よって、共同住宅の加入促進は建築主、建築施工者、共同住宅管理者、及び入居者等が共に地域づくりの担い手として相互に協力する関係づくりを築くことであるとともに、地域の防犯環境整備に町内会が担っている防犯灯の維持管理は地域に住むすべての方が安全安心を享受しており応分の負担を担うべきと考えます。</p> <p>以上のことをさらに実効あるものとするため、「苫小牧市共同住宅等に関する建築指導要綱」に示されている、第1条(目的)、第4条および2(建築計画・ごみ箱の設置等)、第5条(管理)、第6条(事前協議)、第7条(近隣住民への説明)を主旨に条例制定の検討を要望いたします。</p>	<p>従来までは、本要綱に基づき共同住宅建築時の事前協議に併せて、建築主宛に入居者向けの町内会への加入依頼や活動内容を紹介した文書をお渡しし、加入促進等の働き掛けを行ってまいりました。</p> <p>今年度からは、更なる取組の推進を目的として、本要綱を一部改正し、町内会等への加入促進という項目を新たに設け、建築主等が入居者の町内会への加入に関して、当該地域の町内会と協議することを明記し、町内会加入の取組について、理解を深めていただいております。合わせて、不動産関連団体に対しても、共同住宅入居者の町内会加入について理解していただけるよう、取組を強化してまいります。</p> <p>条例化につきましては、本要綱における町内会に関する部分を主旨とした内容で条例化するよりも、町内会活動に関することとして条例を検討をすることの方が、町内会と市にとって望ましい方向になるのではと考えております。</p> <p>現在、町内会に関する条例を制定している他市の状況を見ますと町内会加入促進や活性化を目指しているところが多く、町内会等に対する市の責務を明確に示す一方で、住民や事業者における地域コミュニティに参加するための努力義務などがうたわれております。このことから条例の制定は、町内会活動の活性化の推進に向けた役割が明文化されることなどにおいては、本市においても大変参考にすべき点があるものと考えております。町内会活動につきましても、総合計画の筆頭に地域活動の促進を掲げており、非常に重要視しております。しかし、町内会はあくまでも任意団体であり、加入を義務づける大元の法律がないのが現状です。</p> <p>本市としましては、現段階における可能な限りの町内会活動の活性化対策を進めながら、条例化についても、町内会活動の活性化についてのあり方などを含めた中で、他の自治体の事例等を参照としながら、調査研究してまいりたいと考えております。</p>	B	<p>市民生活部 市民生活課</p> <p>都市建設部 建築指導課</p>

要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映 区分	担 当 部 課
10	<p>【横断歩道の設置について①】 新明町町内会</p> <p>明野西1条通とアッペナイ道線の交点(アツペイ1号橋)(新明町5丁目)。 ウオーキング等で横断する高齢者や町民が多くなり、通行車両も多く、横断歩道の設置をお願いします。</p>	<p>アッペナイ道線の横断歩道につきましては、平成31年度も継続して要望をしております。 信号機や横断歩道等の設置などの交通規制については、北海道公安委員会が全道の状況や設置に要する財源などを踏まえ判断することとなっておりますが、設置までには大変時間を要しており、本市としましては地域の実情等を苫小牧警察署へ伝えながら、粘り強く要望してまいります。 国や北海道に対し、交通安全施設整備に対する財源の確保を市の重点要望として継続して要望してまいります。 また、安全対策につきましては、今後も地域と協議してまいります。</p>	B	市民生活部 安全安心生活課
11	<p>【横断歩道の設置について②】 新明町町内会</p> <p>明野西1条通と新明町8条線の交点(新明町4丁目18番と5丁目6番の間) はんのき公園のバス停に行き来する高齢者や子供達の横断が多いこと。さらに、明野中学校の生徒も含め、当該道路は、児童生徒の通学路となっておりますので早急に横断歩道の設置を強く要望いたします。</p>	<p>明野1条と新明町8条の丁字路につきまして、継続して横断歩道の設置要望をしております。 信号機や横断歩道等の設置の交通規制については、北海道公安委員会が全道の状況や、設置に要する財源などを踏まえ判断することとなっておりますが、設置までには大変時間を要しており、本市としましては地域の実情等を苫小牧警察署へ伝えながら、粘り強く要望してまいります。 国や北海道に対し、交通安全施設整備に対する財源の確保を市の重点要望として継続して要望してまいります。 また、安全対策につきましては、今後も地域と協議してまいります。</p>	B	市民生活部 安全安心生活課

要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映 区分	担 当 部 課
12	【住宅街交差点にドット線引きのお願い】 明野柳町内会 当町内会では、3年前より住宅地内交差点にドット線を引いてもらい安全確認の成果が得られ交通事故防止に役立って町民から喜ばれています。しかしまだ出合い頭の事故も起きているのが現状です。まだ交差点に、何もラインがない所も多数あり又消えて確認しづらい所もあり出合い頭の事故につながります。町内会の調査資料も昨年提出していますので、引き続きドット線の整備をお願いいたします。	ドット線につきましては、毎年、全市的にいただく御要望の中から優先順位を決め、順次設置を行っているところ です。 明野地区につきましては、これまでもドット線の新設や引き直しを行っており、今年度も数箇所に設置を予定しております。 引き続き町内会の御意見を伺い、関係機関と協議を行いながら対応を行ってまいります。	B	都市建設部 道路維持課
13	【明野新町4丁目「5号公園」の雑草除去】 明野柳町内会 「5号公園」の土の部分に雑草が多く茂っているので、子供たちが走り回って遊ぶと足に絡まったり、つまづく危険もあります。除草のお願いと公園に適さない土だとしたら根本的に土の入れ替えが必要ではないかと思えます。(他の公園の土の部分には草が茂ってない)	【ミーティング開催時回答】 明野5号公園につきましては、年2回の除草作業を行っており、今年度1回目は5月23日に実施しております。 公園の広場に使用する土につきましては、品質規格に定められたものを使用しておりますが、利用頻度(利用者が多いと草の種が付きづらい)や気象状況等によって雑草の繁茂の状況が変わってまいります。 御指摘の点につきましては、8月下旬以降に行う2回目の除草作業で対応してまいります。 【令和2年3月末時点回答】 2回目の除草は、令和元年9月16日に完了いたしました。今後につきましても、状況に応じ除草を行ってまいります。	B A	都市建設部 緑地公園課

要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反 映 区 分	担 当 部 課
17	<p>【明野南通り明野元町2丁目セイコーマート前の信号機改善について】 新開明野元町町内会</p> <p>当町内会の最重点継続要望事項であり、最も住民の関心の高い要望事項です。今年度の進展状況をお知らせ願います。</p>	<p>御指摘の明野元町2丁目セイコーマート前の信号機の設置につきましては、地域からの重点要望として苫小牧警察署を通じ北海道公安委員会へ提出しております。</p> <p>信号機等の設置や交通規制については、北海道公安委員会が全道の状況や、設置に要する財源などを踏まえ判断することとなっておりますが、設置までには大変時間を要しており、本市としましては地域の実情等を苫小牧警察署へ伝えながら、粘り強く要望してまいります。</p> <p>また、国や北海道に対し、交通安全施設整備に対する財源の確保を市の重点要望として継続して要望してまいります。</p>	B	市民生活部 安全安心生活課
18	<p>【明野元町2丁目から拓勇3条通りの交通施設の整備について】 新開明野元町町内会</p> <p>明野元町2丁目17番・18番・19番付近の住民は、拓勇3条通りを使い拓勇西町方面のコンビニを利用することが多いとのことで、子供も多く利用していることから横断歩道等の設置を要望いたします。今後の計画についてもあれば教えていただきたい。</p>	<p>拓勇3条通りの交通施設整備については、平成31年度の要望として、拓勇西町町内会、拓勇おひさま保育園から、押しボタン式信号機を保育園前に、また、団体よりコスモグラフィック前に横断歩道の設置要望があり、継続して要望をしております。</p> <p>改めて町内会からの要望については、苫小牧警察署へ伝えてまいります。現在の要望箇所での御理解をお願いいたします。</p> <p>信号機や横断歩道等の設置などの交通規制については、北海道公安委員会が全道の状況や設置に要する財源などを踏まえ判断することとなっておりますが、設置までには大変時間を要しており、本市としましては地域の実情等を苫小牧警察署へ伝えながら、継続して協議してまいりますので御理解をお願いいたします。</p> <p>また、国や北海道に対し、交通安全施設整備に対する財源の確保を市の重点要望として継続して要望してまいります。</p>	B	市民生活部 安全安心生活課

要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映 区分	担 当 部 課
19	<p>【公園の健康遊具の配備について】 新開明野元町町内会</p> <p>公園遊具の保守点検との関係から早急な配備は難しいと思いますが、高齢者の運動不足や生活習慣病から体を守るための健康遊具設置を平成29年度に要望しましたが、その際「健康遊具の設置は、遊具の点検結果や公園リニューアルの時期を見極めながら、今後、町内会と協議させていただきます。」との回答でした。その後の全市的な配備状況と今後の配備計画について教えてください。</p>	<p>公園の遊具につきましては、遊具の点検結果や公園施設の長寿命化計画に基づき随時更新を進めており、利用者の安全・安心を確保するため、主に公園の開設時期が古い西側や中央地域の整備を進めているところです。</p> <p>御要望の件につきましても、今後の公園の更新時期に合わせて対応してまいります。現時点では、まだその時期をお示しすることはできませんので、近傍で健康遊具が設置されている、ゆたか公園や緑葉公園などを御利用ください。</p>	B	都市建設部 緑地公園課
20	<p>【町内会に関する条例制定について】 新開明野元町町内会</p> <p>少子化・超高齢社会の到来などこれまで経験したことのない時代の転換点を迎え、子育てや高齢者の見守りといった様々な場面において、地域の絆の重要性が増しており、住み良いまちを実現していくためには、地域コミュニティの中核を担っている町内会の活動が重要です。しかし、近年、社会状況や生活様式の変化により、町内会では役員の担い手不足や、参加者の減少、更には町内会未加入世帯の増加などが大きな課題となっています。町内会の意義や重要性について改めて考え、地域の住民がその思いを共有するため「町内会に関する条例」制定に向けて検討をお願いしたい。現在検討しているのであればその概要を教えてください。</p>	<p>条例化につきましては、制定している他市の状況を見ますと町内会加入促進や活性化を目指しているところが多く、町内会等に対する市の責務を明確に示す一方で、住民や事業者における地域コミュニティに参加するための努力義務などがうたわれております。このことから条例の制定は、町内会活動の活性化の推進に向けた役割が明文化されることなどにおいては、本市においても大変参考にすべき点があるものと考えております。</p> <p>町内会活動につきましても、総合計画の筆頭に地域活動の促進を掲げており、非常に重要視しております。しかし、町内会はあくまでも任意団体であり、加入を義務づける大元の法律がないのが現状です。</p> <p>本市としましては、現段階における可能な限りの町内会活動の活性化対策を進めながら、条例化についても、町内会活動の活性化についての在り方などを含めた中で、他の自治体の事例等を参照としながら、調査研究してまいりたいと考えております。</p>	B	市民生活部 市民生活課

要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映 区分	担 当 部 課
21	<p>【ごみ不適正排出ステーションへの対策について】 新開明野元町町内会</p> <p>ごみの不適正排出は、共同住宅周辺ステーションで多く見受けられ、周辺住民から町内会への苦情も多く苦慮しています。その所は、市の強力なリーダーシップを期待するところです。「苫小牧市共同住宅ごみ排出マナー改善対策協議会」という組織が設置され活動しているはずという話を耳にしました。現在活動中であれば是非ご指導願いたいと思います。</p>	<p>「苫小牧市共同住宅排出マナー改善対策協議会」は、苫小牧市と不動産関係団体、共同住宅管理者等が、共同住宅入居者のごみ排出マナーの向上を図ることを目的に設置をしております。</p> <p>平成25年からこれまでに、計8回協議会を開催し、ごみ排出ルールの周知及び不適正排出の防止について情報交換を行っております。その中で入居者へのビラの配布や、共同住宅専用ごみステーションにおける立合い調査を行うなど、不適正排出防止に取り組んでおります。</p> <p>今後も、協議会を活用しながら、オーナーや管理会社と連携して実効性のある取組を行い、共同住宅におけるごみの排出マナー向上に努めてまいります。</p>	B	環境衛生部 ゼロごみ推進課
22	<p>【街路灯設置費用助成金の増額について】 新開明野元町町内会</p> <p>当町内会では、新興住宅地居住者からの街路灯設置要望に呼応して、年次計画により増設を推進しております。</p> <p>7月初旬、今年度計画の3基の設置工事が完了し、施工業者から26万円余りの請求を受けました。町内会の事前認識は、市の見積もりでは1基あたりの工事費が5万円で、町内会は工事完了後5分の3が助成されるというものでした。工事費を5万円と見積もった算出根拠をお示しいただきたい。また、助成金の増額を早急にご検討いただきたい。</p>	<p>平成24年度に街路灯設置の補助率と工事基準額の見直しを行い、補助率については5分の3、工事基準額については5万円としています。5万円の内訳としましては、灯具などの材料費については市内の工業者からの見積額の平均額で3万円と算定し、材料費以外の費用については、平成19年度から平成23年度までの工事実績の平均額で2万円と算定しております。補助金の増額につきましては、街路灯設置においては5分の3、設置後の電気料金については全額の補助となっており、高水準な補助内容であると考えているため、現在の補助内容を継続してまいりたいと考えております。</p>	C	市民生活部 市民生活課